

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年 2月13日
【会社名】	日本プラスト株式会社
【英訳名】	NIHON PLAST CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 須藤 亘
【本店の所在の場所】	静岡県富士宮市山宮3507番地15
【電話番号】	0544(58)6830（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 斉田 敦
【最寄りの連絡場所】	静岡県富士宮市山宮3507番地15
【電話番号】	0544(58)6830（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 斉田 敦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 442,391,250円 （注） 募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

第77期第3四半期に係る四半期報告書を平成27年2月13日に東海財務局長に提出したことに伴い、平成27年1月8日付をもって提出した有価証券届出書及び平成27年1月19日付並びに平成27年1月27日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第76期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月27日 東海財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第76期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成27年1月8日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第77期第2四半期)	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日	平成26年11月14日 東海財務局長に提出
四半期報告書の訂正報告書	事業年度 (第77期第2四半期)	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日	平成27年1月8日 東海財務局長に提出

< 後略 >

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第76期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月27日 東海財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第76期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成27年1月8日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第77期第3四半期)	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	平成27年2月13日 東海財務局長に提出

< 後略 >

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月13日

日本プラスト株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 井 淳指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 英 喜

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本プラスト株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本プラスト株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 「注記事項」（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社及び一部の在外連結子会社は、第1四半期連結会計期間より有形固定資産の減価償却方法を変更している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年1月8日開催の取締役会において、自己株式の処分及び株式の売出しを決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

- X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。